

## 愛媛県臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、特定医療費支給事務及び小児慢性特定疾病医療費支給事務（以下、「特定医療費支給事務等」という。）における臨床調査個人票又は医療意見書（以下、「臨床調査個人票等」という。）のオンライン登録に向けた環境整備に要する経費に対し、予算の範囲内で愛媛県臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金（以下、「補助金」という。）を交付することにより、オンライン化に必要な指定医療機関の業務システムの改修などの環境整備を行う。

(補助対象経費等)

第2条 補助対象経費等は次のとおりとする。

補助対象経費	難病指定医又は小児慢性特定疾病指定医の勤務する愛媛県内の医療機関における特定医療費支給事務等のための臨床調査個人票等の電子化等の環境整備に必要な経費 需用費、役務費、委託料、備品購入費、負担金
補助金限度額	1 医療機関あたり 50,000 円
補助率	1/2 (1,000 円未満切り捨て)

(交付申請)

第3条 補助金等の交付を申請する医療機関（以下、「事業実施主体」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するにあたって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定等)

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して補助金等の交付を決定し、速やかに事業実施主体に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第5条 前条の規定により補助金等の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）に関係書類を添

えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助事業の中止及び廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに補助事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 知事は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金等の請求)

第9条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(補助金等の交付)

第10条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受領した場合は、補助金等を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第6号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(指導監督)

第12条 知事は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(財産の管理)

第 14 条 補助事業により取得した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第 22 条第 2 項第 4 号に規定する財産は、1 件当たりの取得価格単価が 50 万円を超える機械及び重要な器具とする。

- 2 規則第 22 条第 2 項ただし書に規定する期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(消費税及び地方消費税の報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に関する仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第 7 号）を速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する報告書を受領した場合は、当該仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(関係書類の保管)

第 16 条 補助事業者は、補助金等の受給に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助金等を受給した年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 5 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 13 日 5 健第 7 3 号）

（施行期日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 13 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

愛媛県臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

補助事業者名 印

令和 年度において標記事業を次のとおり実施したいので、愛媛県臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額 金 円也
- 2 事業計画書（別紙1のとおり）
- 3 添付書類
  - (1) 見積書
  - (2) 収支予算書（別紙2のとおり）

別紙 1

愛媛県臨床調査個人票等電子化推進事業計画書

I 整備内容

1 必要理由

2 設備の内容

II 補助金額

整備内容	補助事業費 (円)	補助率	補助金額 (円)
		1 / 2	

※補助金額の上限額は 50,000 円 1,000 円未満切り捨て

別紙2

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額 (円)	摘 要
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額 (円)	摘 要
計		

様式第 2 号 (第 5 条関係)

愛媛県臨床調査個人票等電子化推進事業変更承認申請書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

補助事業者名 印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった補助事業を次のとおり変更したいので、愛媛県臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 申請額

当初補助金交付決定額	金	円
変更申請額	金	円
差引増減額	金	円

4 事業変更計画書 (別紙 3 のとおり)

5 添付書類

(1) 見積書

(2) 収支予算書 (別紙 2 のとおり)

愛媛県臨床調査個人票等電子化推進事業変更計画書

I 変更整備内容

1 変更理由

2 変更設備の内容

II 変更補助金額

整備内容	補助事業費 (円)	補助率	補助金額 (円)
		1 / 2	

※補助金額の上限額は 50,000 円 1,000 円未満切り捨て

様式第3号（第6条関係）

愛媛県臨床調査個人票等電子化推進事業中止（廃止）承認申請書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

補助事業者名 印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業を中止（廃止）したいので、愛媛県臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業の中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

様式第4号（第7条関係）

愛媛県臨床調査個人票等電子化推進事業実績報告書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

補助事業者名 印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった補助事業の実績について、愛媛県臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業実績報告書（別紙4のとおり）
- 2 添付書類
  - (1) 領収書
  - (2) 整備物品等の写真
  - (3) 収支決算書（別紙5のとおり）

## 愛媛県臨床調査個人票等電子化推進事業実績報告書

### I 整備による成果

### II 事業の実施に関する事項

整備内容	補助事業費 (円)	補助率	補助金額 (円)
		1 / 2	

※補助金額の上限額は 50,000 円 1,000 円未満切り捨て

### III 事業実施期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

## 別紙5

## 事業収支決算書

## 1 収入の部

区 分	決 算 額 (円)	摘 要
計		

## 2 支出の部

区 分	決 算 額 (円)	摘 要
計		

様式第 5 号 (第 9 条関係)

愛媛県臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金精算払請求書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

補助事業者名 印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記補助金について、愛媛県臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり請求します。

記

一 金 円 也

内訳	交付決定通知額	金	円 也
	概算払受領済額	金	円 也
	今回請求額	金	円 也

様式第6号（第11条関係）

愛媛県臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金概算払請求書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

補助事業者名 印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記補助金について、愛媛県臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり請求します。

記

一 金 円 也

内訳	交付決定通知額	金	円 也
	概算払受領済額	金	円 也
	今回請求額	金	円 也
	残 額	金	円 也

様式第 7 号 (第 15 条関係)

愛媛県臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金に係る  
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

補助事業者名 印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記  
補助金について、愛媛県臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金交付要綱第 15 条の規  
定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第 8 条の補助金の額の確定額  
(○○○年○月○日付け 第○○○号による額の確定通知額)  
金 円也
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円也
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円也
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)  
金 円也
- 5 添付書類  
3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等